

大学図書館職員長期研修
令和3年7月12日（オンライン）

大学図書館と著作権

琉球大学附属図書館
森 一郎

本日の内容

- ① 大学図書館の体制と協議
- ② 大学図書館のその他の活動
- ③ 最近の主な法改正
- ④ 今後の協議等のための考察

※ 本資料記載のURLの最終確認日は2021年7月8日

① 大学図書館の体制と協議

国公立大学図書館協力委員会の概要

国立大学
図書館協会

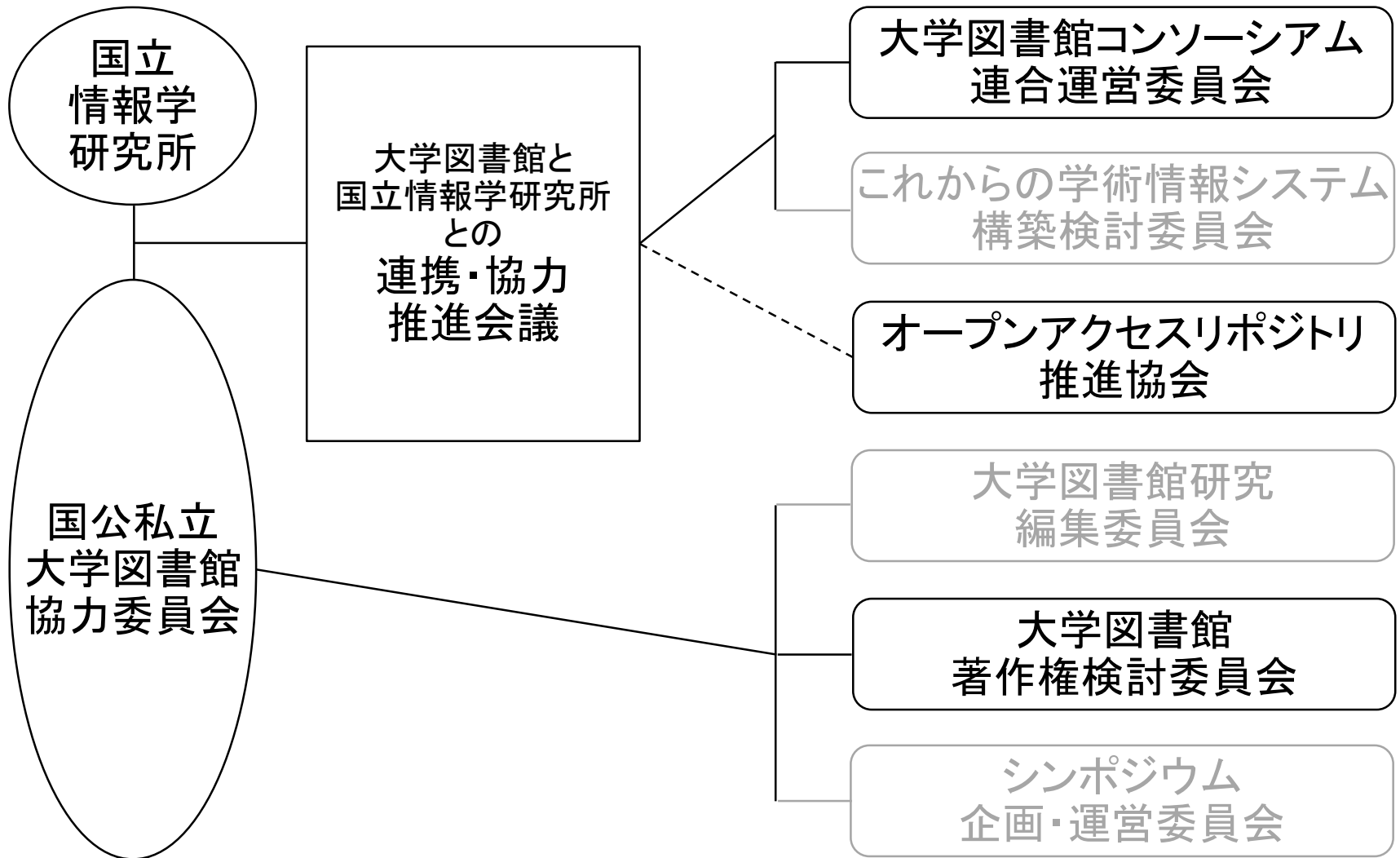
公立大学協会
図書館協議会

私立大学
図書館協会

国公立大学図書館協力委員会

- ・大学図書館研究編集委員会
- ・大学図書館著作権検討委員会
- ・シンポジウム企画・運営委員会

大学図書館の体制



著作物利用のための極めて粗い整理

- 図書館資料の大半は「著作物（10条）」である
 - ◎ 保護期間（51条～58条）が満了した著作物や権利の目的とならない著作物（13条）などもある
- 著作物を利用する権利は著作者が享有する（17条）
- 著作権は全部又は一部を譲渡することができる（61条）
- 著作権者は著作物の利用を許諾することができる（63条）
 - ◎ 一定の条件を満たせば著作権者の許諾を得ずに著作物を利用できる場合（30条～50条）がある
 - ◎ すべての著作物の利用許諾を得ることは困難であるが集中的に管理するいくつかの団体（著作権等管理事業法）がある

(大学) 図書館の主なサービスと著作権

図書館サービス		関係する主な権利	関係する権利制限規定
閲覧	書籍・雑誌		
	録音図書	口述権 (24条)	営利を目的としない上演等 (38条1項)
	音楽資料	演奏権 (22条)	
	映像資料	上映権 (22条の2)	
貸出	映像資料以外	貸与権 (26条の3)	営利を目的としない上演等 (38条4項)
	映像資料	頒布権 (26条)	営利を目的としない上演等 (38条5項)
複写サービス		複製権 (21条)	図書館等における複製等 (31条1項, 3項)
		譲渡権 (26条の2)	複製権の制限により作成された複製物の譲渡 (47条の7)
(文献の電送)		公衆送信権等 (23条)	
機関リポジトリ等		複製権 (21条)	
		公衆送信権等 (23条)	

権利制限規定と(大学)図書館のサービス需要

- 第31条第1項に関して著作物の「一部分」を超える複製に対して一定の需要がある
- 第31条第1項に関して「発行後相当期間」を経過していない刊行物に掲載された著作物の「一部分」を超える複製に対して一定の需要がある
- 第31条第1項の一般的な解釈では認められていないが大学図書館に設置されているコピー機の多くはコイン式であり利用者が自ら複製することに対して小さくない需要がある
- 第31条第1項により複製した複製物の提供手段としてコンピュータ回線や電話回線を利用することに対して一定の需要がある
- 第31条第1項の複製対象となりうるのは複製を行う図書館の所蔵資料のみとされているが他館から借り受けた資料の複製に対して一定の需要がある
- 大学図書館は第38条第5項で定められた政令指定がされていないが「映画の著作物の複製物」の貸与に対する一定の需要がある
- 機関リポジトリなどによるオープンアクセスには大きな需要がある

図書館における著作物の 利用に関する当事者協議会

平成16年5月（前身期間を除く）から各種協議を行っている。

権利者側団体	図書館側団体
<ul style="list-style-type: none">● 学術著作権協会● 出版者著作権管理機構● 日本映像ソフト協会● 日本書籍出版協会● 日本文藝家協会	<ul style="list-style-type: none">● 国公立大学図書館協力委員会● 全国学校図書館協議会● 全国公共図書館協議会● 専門図書館協議会● 日本図書館協会
(オブザーバ) <ul style="list-style-type: none">○ 日本新聞協会○ 日本複製権センター	(オブザーバ) <ul style="list-style-type: none">○ 国立国会図書館○ 日本看護図書館協会

(50音順, 平成25年12月現在)

図書館関係のガイドライン等

閲覧関係	[ビデオ上映会に関する] 合意事項
複写関係	大学図書館における文献複写に関する実務要項
	大学図書館間協力における資料複製に関するガイドライン
	複製物の写り込みに関するガイドライン
	図書館間協力における現物貸借で借り受けた図書の複製に関するガイドライン
	大学刊行の定期刊行物に関する著作権法第31条第1項第1号の「発行後相当期間」の扱いについて
バリアフリー関係	図書館の障害者サービスにおける著作権法第37条第3項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン

[ビデオ上映会に関する] 合意事項

URL	
作成	日本図書館協会, 日本映像ソフト協会 (平成13年12月)
趣旨	図書館で行う多人数を対象としたビデオ上映会が著作権者の利益を害することがないようにしつつ, 図書館での円滑な実施を妨げないようにするもの。
注記	<ul style="list-style-type: none">● 非営利で無償の上映会は38条1項により無許諾で行えるが, 権利処理されたソフトを使用することを原則としている。● 図書館での貸出に関する権利処理と図書館での上映会に関する権利処理とは別。● 作成に国公立大学図書館協力委員会は関与していない。● 日本図書館協会にはこれに先だって作成している「了解事項」により, 会員館へ「合意事項」に基づく運用の推奨義務がある。

大学図書館における文献複写に関する実務要項

URL	https://julib.jp/documents/coop/yoko.pdf
作成	国公立大学図書館協力委員会（平成15年1月）
趣旨	“図書館”が主体でなければならないと解釈されている31条に基づく複製に関して、この要項の条件を満たすことで利用者による複製を31条の範囲内として運用するもの。
注記	<ul style="list-style-type: none">● 日本複写権センター(現・日本複製権センター)との合意を経て作成。● 図書館は利用者に対して著作権法尊重態度を周知する。● 図書館は利用者に複写内容を記載した申込書および31条の諸条件を守る誓約書(両者を兼ねた様式で可)の提出を求める。● 図書館は利用者による複製が31条の諸条件に合致しているかを確認する。
解説	「大学図書館における文献複写に関する実務要項」解説 https://julib.jp/documents/coop/kaisetsu.pdf

大学図書館間協力における 資料複製に関するガイドライン

URL	https://julib.jp/documents/coop/ill_fax_guideline_supplement.pdf
作成	国公立大学図書館協力委員会（平成16年3月，平成28年6月最終修正）
趣旨	著作権法上は図書館が複製物をFAX等により送信することはできないと解釈されているが，契約(合意)をベースに，一定の範囲でFAX等による送信を可能にするもの。
注記	<ul style="list-style-type: none">●ベースに国公立大学図書館協力委員会と学術著作権協会との合意（https://julib.jp/wordpress/wp-content/uploads/2021/03/ill_fax_agreement_2021-1.pdf）がある。●対象となるのは学術著作権協会の管理著作物（除外あり）。●送信側と受信側の双方が国立大学図書館協会，公立大学協会図書館協議会，私立大学図書館協会のいずれかの加盟館である送信（海外の大学図書館への送信は可）に限られる。●「中間複製物」の破棄義務がある。●購入努力義務がある。

複製物の写り込みに関するガイドライン

URL	https://julib.jp/documents/coop/utsurikomi_guideline.pdf
作成	日本図書館協会，国公立大学図書館協力委員会，全国公共図書館協議会（平成18年1月）
趣旨	1ページに納まっているような著作物を31条に基づき複製する場合，厳密には「一部分」を超える部分は遮蔽するなどして複製されないようにする必要があるが，このガイドラインの条件を満たす場合，遮蔽などを要しないとするもの。
注記	<ul style="list-style-type: none">●「図書館における著作物の利用に関する当事者協議会」での合意を経て作成。●あくまで1ページという単位が原則。●楽譜，地図，写真集・画集，雑誌の最新号は対象外。
解説	「複製物の写り込みに関するガイドライン」に関するQ&A https://julib.jp/documents/coop/utsurikomi_guidelineQA.pdf

図書館間協力における現物貸借で借り受けた 図書複製に関するガイドライン

URL	https://julib.jp/documents/coop/ill_copy_guideline.pdf
作成	日本図書館協会，国公立大学図書館協力委員会，全国公共図書館協議会（平成18年1月）
趣旨	図書館間協力で借り受けた資料は，借りた側の図書館で31条に基づき複製ができないと解釈されているが，このガイドラインの条件を満たす場合，それらの資料を借りた側の図書館で複製することを可能とするもの。
注記	<ul style="list-style-type: none">●「図書館における著作物の利用に関する当事者協議会」での合意を経て作成。●雑誌や視聴覚資料は対象外。●入手困難な“図書”に限られる。●双方が，いわゆる31条図書館であることが必要。●通常の複写サービスとは別手続の設置が必要。●購入努力義務がある。
解説	「図書館間協力における現物貸借で借り受けた図書の複製に関するガイドライン」に関するQ&A https://julib.jp/documents/coop/ill_copy_guidelineQA.pdf

大学刊行の定期刊行物に関する著作権法第31条 第1項第1号の「発行後相当期間」の扱いについて

URL	https://julib.jp/documents/coop/bulletin_20140701.pdf
作成	国公立大学図書館協力委員会大学図書館著作権検討委員会 (平成26年7月)
趣旨	「発行後相当期間」については「次号が刊行されるまで」か「3か月を経過」するまでの短い方という運用してきているが、多くの大学で機関リポジトリが設置され、紀要等が刊行直後から電子的に公開されるようになったことなどを受け、大学が刊行する定期刊行物の「発行後相当期間」に係る運用の短縮を図るもの。
注記	<ul style="list-style-type: none">● 国公立大学図書館協力委員会を通じて関係の大学に対する意見募集を経て作成。● 大学が刊行する定期刊行物については、各大学図書館が受入した時点で「発行後相当期間」が経過したものとみなす。● 販売されているもの、著作権等管理事業者に権利委託されているもの、著作権等を学会等の大学以外が有しているものを除く。

図書館の障害者サービスにおける著作権法第37条 第3項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン

URL	http://www.jla.or.jp/Portals/0/html/guideline20191101.docx
作成	国公立大学図書館協力委員会，全国学校図書館協議会，全国公共図書館協議会，専門図書館協議会，日本図書館協会 (平成22年2月，令和元年11月改正)
趣旨	37条3項の「視覚による表現の認識に障害のある者」や「視覚障害者等が利用するために必要な方式」などに関する指針で，円滑な運用を図るもの。
注記	<ul style="list-style-type: none">●「図書館における著作物の利用に関する当事者協議会」での合意を経て作成。●「視覚による表現の認識に障害のある者」は，広めに捉えられていた。●「視覚による表現の認識に障害のある者」については，添付の確認項目リストで確認の上，一般利用者とは別の登録が必要。●「視覚障害者等が利用するために必要な方式」についても広めに捉えられていた。●録音図書等の市販状況の確認方法について定められている。

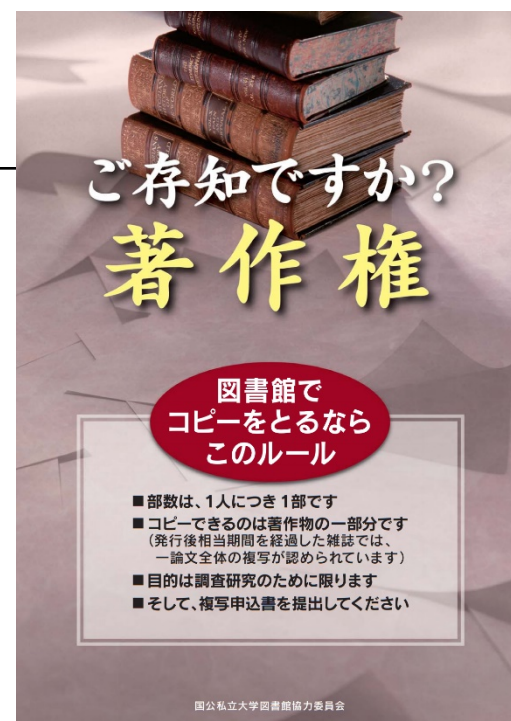
② 大学図書館のその他の活動

大学図書館における著作権問題Q&A

URL	https://julib.jp/wordpress/wp-content/uploads/2016/07/copyrightQA.pdf
作成	国公立大学図書館協力委員会 (平成14年2月, 平成29年10月最新)
趣旨	大学図書館での図書館資料の利用を中心とした諸活動に関する多くの事例を集め, 著作権法や著作権等管理事業者等との協議を踏まえて策定したソフトロー(ガイドライン)に照らし, それらの活動で著作権者の権利を害さないようにするもの。
注記	<ul style="list-style-type: none">● 図書館のサービスごとに事例を配列し, 似た事例が近くなるように編集。● 1つの事例の中でも複数の視点がある場合には, 妥当と思われる順で複数の回答を記載。● 巻末にソフトロー(ガイドライン)を掲載。● 前付に改訂履歴を記載。

[ポスター]

URL	https://julib.jp/wordpress/wp-content/uploads/2016/07/poster_080327.pdf
作成	国公立大学図書館協力委員会 (平成20年3月)
趣旨	図書館の利用者に対して、図書館における複製について著作権法が定める要件を周知するもの。
注記	<ul style="list-style-type: none">●当初(平成13年9月), 日本図書館協会と共同で作成したが, その後, デザインを一新(右図)し, 独自で作成した。●「大学図書館における文献複写に関する実務要項」(slide 12)の「利用者に対して著作権法尊重態度を周知する」方法に位置づけている。●現在は印刷版の配布は終了し, 国公立大学図書館協力委員会のwebサイト(上記URL)でPDF版を配布している。



最近の大学図書館著作権検討委員会の文献

- PICCIOTTO, Sol, 高木晃子(訳). 著作権ライセンス：英国高等教育機関における複写をめぐる問題. 大学図書館研究. 2020, 115
(<https://doi.org/10.20722/jcul.2065>)
- 海浦浩子, 森一郎. 著作権法第35条の改正を見据えた大学図書館の教育支援に関するイギリスの実地調査報告. 大学図書館研究. 2019, 113
(<https://doi.org/10.20722/jcul.2053>)
- 服部光泰. TPP11整備法の成立と図書館：保護期間延長問題を
中心に. カレントアウェアネス-E. 2018, 355 (<https://current.ndl.go.jp/e2060>)

最近の大学図書館著作権検討委員会 主催・共催・協カイベント

2021年 1月22日	「オンライン授業における図書館の役割」 (https://julib.jp/sympo_event/symposium_2020)
2019年 11月12日	「大学の授業のICT化と図書館の役割」 (https://www.libraryfair.jp/forum/2019/8411)
2018年 11月1日	「平成30年著作権法改正と大学図書館：教育ITC化との 付き合い方」(https://www.libraryfair.jp/forum/2018/6821)
2018年 5月18日	「大学教育のICT化と著作権法改正：学習資源のデジタル化と 図書館資料の活用」(https://julib.jp/blog/archives/1977)
2017年 11月8日	「著作権法改正後の教育現場における著作物利用環境を 展望する」(https://www.libraryfair.jp/forum/2017/5914)
2016年 11月8日	「残された紙の残された問題を解決する：館内コピー・ILL・ デジタル変換」(https://www.libraryfair.jp/forum/2016/4732)

文化審議会 著作権分科会 法制度小委員会

図書館関係の権利制限規定の在り方に関するワーキングチーム

回次	主な議事
第1回 (令和2年8月27日)	● 図書館等関係者からのヒアリングについて
第2回 (令和2年9月9日)	● 権利者からのヒアリングについて
第3回 (令和2年9月29日)	● 論点整理について(絶版等資料へのアクセスの容易化(法31条3項関係))
第4回 (令和2年10月26日)	● 入手困難資料へのアクセスの容易化(法第31条第3項関係)に関する取りまとめについて ● 図書館資料の送信サービス(法第31条第1項第1号関係)に関する論点整理について
第5回 (令和2年11月9日)	● 図書館関係の権利制限規定の見直し(デジタル・ネットワーク対応)に関する報告書について

(https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/toshokan_working_team/) 以下のページから

検討に当たっての論点

- (1) 絶版等資料へのアクセスの容易化について（法第31条第3項関係）
 - 送信の形態
 - 「絶版等資料」の内容の明確化及びその担保・確認の徹底
 - 国立国会図書館から送信される絶版等資料に係る公の伝達権の制限
- (2) 図書館資料の送信サービスについて（法第31条第1項第1号関係）
 - 送信の形態（FAX送信，メール送信，ID・パスワードで管理されたサーバーへのアップロードなど）
 - 補償金請求権
 - データの流出防止措置
 - 電子出版等の市場との関係
 - 主体となる図書館等の範囲
- (3) その他関連する課題

(https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/hoseido/r02_01/pdf/92436401_11.pdf) から

絶版等資料へのアクセスの容易化について

- 法第31条第3項の改正により、利用者が場所や時間を問わず直接アクセスでき、プリントアウトやダウンロードを可能とすることを支持する。
 - 「絶版等資料」の内容の明確化等を法令で規定することについては、安易に除外手続が行われうることがない制度である必要がある一方、運用の柔軟性を損なわないことに留意される必要がある。
- ※ 多くの大学図書館が休館となり、国立国会図書館の「遠隔複写サービス」も休止（4月15日～5月19日）されたことで、ほぼ完全にデジタル化資料が利用できない期間が生じたが、場所や時間を問わず利用できるデジタル化資料が持つ本来の利点が活かせる制度とするべきである。

(https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/toshokan_working_team/r02_01/pdf/92478101_07.pdf) [国公立大学図書館協力委員会発表資料] から転載（以下4スライド同じ）

図書館資料(絶版等資料以外を含む) の送信サービスについて(1/2)

- 法第31条第1項第1号の改正により、図書館が図書館資料のコピーを利用者に電送可能とすることを支持する。なお、図書館間の電送ではなく、直接、利用者へ電送できる制度であることが重要である。
 - ※ 大学図書館の複写件数は減少傾向にあるものの、先般(4月28日)の平成30年改正著作権法第35条の施行に伴い、大学図書館は遠隔授業のほか、在宅での授業準備や在宅学習への支援への対応が重要となることから、直接、図書館資料のコピーを利用者に電送できる制度が必要である。
 - ※ 国公私立大学図書館協力委員会は「大学図書館間協力における資料複製に関するガイドライン」(slide 23)により、図書館間の電送は一部実現しているが、契約に基づく運用は安定性に欠ける点があり、また、著作権等管理事業者への委託率が高くないため限界がある。

文中の slide 23 は本資料の
slide 13 (ただし、一部修正)

図書館資料(絶版等資料以外を含む) の送信サービスについて(2/2)

- 法第31条第1項第1号の改正に関して、送信の形態やデータの流出防止措置を法令で規定することは、ICT分野の発展が非常に速いこともあり、硬直化を危惧する。
 - ※ 細かな条件については何らかの形で検討の場を設けて適宜修正することが現実的である。
- 適正な著作物使用料が著作権者に届くことは重要であるが、館内での手渡し、郵送、電送、いずれも1部のコピーが利用者の手に渡ることに違いはなく、電送可能とすること自体が、著作権者の権利を大きく害することにはなる可能性は低い。
- 電子であるか冊子であるかに関わらず、出版市場を阻害することは図書館にとっても望ましいことではないが、仮に、コピーの電送が可能となることに伴い、電子での刊行がある場合には図書館で所蔵する冊子に掲載された同内容の著作物が権利制限から外れるということであれば、運用上の支障が極めて大きい。

その他関連する課題について

- ◎ 「一部分」要件の検討にあたっては、法第35条第1項との関係を併せて検討願いたい。
 - ※ 在宅学習等では「授業の過程」としての著作物の利用が想定され、大学図書館に対して「一部分」を超えるコピーの送付の申込みも予想されるが、包括許諾による解決は著作権等管理事業者への委託率が高くないため困難である。また、館内のセルフコピーで法第35条第1項の複製を許容する場合、過去（平成11年）に某自治体の図書館で生じた問題との整理が必要である。
- ◎ 電子書籍等に関する法整備について検討願いたい。
 - ※ 本来、当事者同士の契約の問題ではあるが、購入後に利用条件が図書館側からみて縮小される事例がみられる。また、提供者が提供不能となった場合の備えがない。
- ◎ 令第2条の3の施設へ大学図書館の追加を検討願いたい。
 - ※ 図書館向けに著作権処理された製品は大学図書館も貸出可能であるが、在宅研究や在宅学習へ対応するため、著作権処理がされていない資料の貸出できる環境が必要である。なお、貸出には補償金支払義務があり、著作権者の権利が大きく害されることにはなる可能性は低い。

パブリックコメントでの意見（一部）

- 中間まとめの各所に、利便性の向上に対して補償金を設けるべきと読み取れる部分がありますが、特に「(iii)サービスの利便性を高める観点からの補償金の積極的活用の可能性」は、見出し・本文ともに不適切と考えます。利便性が向上することは、かならずしも著作権者の利益を害することと同義ではなく、また、著作権者も向上したサービスを楽しむことができうることを考えれば、あくまで補償金は逸失利益を補償する目的で設けられるべきで、このような記述が、利便性の向上の否定や技術の発展の支障となりかねないことを危惧します。[以下略]
- 「③契約上の義務との関係」に「当該契約において公衆送信不可などの利用条件が定められている場合には、(中略)その利用条件等に従う必要があると考えられる」とありますが、第31条関係の送信だけではなく、第35条関係の送信にも影響しかねません。また、当委員会へのヒアリングの際に申し上げた、契約後に利用可能な条件が縮小される事例について全く考慮されていないと言わざるをえません。「基本的に」以下は「法の趣旨を尊重した、提供者側、利用者側ともに納得できる契約内容の模索が求められる」といった記述であるべきと考えます。

『「図書館関係の権利制限規定の見直し(デジタル・ネットワーク対応)に関する中間まとめ」に関する意見提出について』(<https://julib.jp/wordpress/wp-content/uploads/2021/01/copyright31-public-comments-.pdf>) から抜粋

電子書籍への対応

大学図書館コンソーシアム連合(JUSTICE)活動報告(2021年3月31日現在)

2. 出版社等との交渉を通じた電子リソースの購入・利用条件の確定

(6) 電子書籍問題への対応検討

- 国公立大学図書館協力委員会大学図書館著作権検討委員会からの要請に応じて、電子書籍に関わる諸問題(改正著作権法第35条への対応や利用規約の条件等)への対応検討を開始。

(https://www.nii.ac.jp/content/justice/rules/2020_JUSTICE_AnnualReport.pdf) から抜粋

図書館から見た電子書籍の諸課題

- 必要とする資料の多くが電子で刊行されていない。
- 契約上利用できる範囲が法律上利用できる範囲より狭い場合がある。
 - ◎ 相互利用を認めていない製品がある。
 - ◎ 契約後に利用可能範囲が縮小されることがある。
- 恒久的な利用や保存が担保されていない。
 - ◎ 研究費で購入された個人向電子書籍を図書館資料とすることが困難である。

③ 最近の主な法改正

著作物等の保護期間の延長

種類		現行法	改正案
著作物	原則	著作者の死後50年	著作者の死後70年
	無名・変名	公表後50年	公表後70年
	団体名義	公表後50年	公表後70年
	映画	公表後70年	公表後70年
実演		実演が行われた後50年	実演が行われた後70年
レコード		レコードの発行後50年	レコードの発行後70年

=>

(平成30年12月30日施行)

「環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の概要(著作権法関係)」(https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/kantaiheiyo_hokaisei/pdf/r1408266_01.pdf) から (次スライド同じ)

著作権等侵害罪の一部非親告罪化

現在親告罪とされている著作権等親告罪について、以下のすべての要件を満たす場合に限り、非親告罪の対象とする。

- ① 対価を得る目的又は権利者の利益を害する目的があること
- ② 有償著作物等について原作のまま譲渡・公衆送信又は複製を行うものであること
- ③ 有償著作物等の提供・提示により得ることが見込まれる権利者の利益が不当に害すること

非親告罪となる侵害行為の例	親告罪のままとなる行為の例
販売中の漫画や小説本の海賊版を販売する行為	漫画等の同人誌をコミケで販売する行為
映画の海賊版をネット配信する行為	漫画のパロディをブログに投稿する行為

(平成30年12月30日施行)

デジタル化・ネットワーク化の進展に 対応した柔軟な権利制限規定の整備

- 著作物の市場に悪影響を及ぼさないビッグデータを活用したサービス等のための著作物の利用について、許諾なく行えるようにする。
- イノベーションの創出を促進するため、情報通信技術の進展に伴い将来新たな著作物の利用方法が生まれた場合にも柔軟に対応できるよう、ある程度抽象的に定めた規定を整備する。 （平成31年1月1日施行）

「著作権法の一部を改正する法律の概要」(https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/h30_hokaisei/pdf/r1406693_01.pdf) から（以下4スライド同じ）

障害者の情報アクセス機会の充実に 係る権利制限規定の整備

- マラケシュ条約の締結に向けて、現在視覚障害者等が対象となっている規定を見直し、肢体不自由等により書籍を持たない者のために録音図書を作成等を許諾なく行えるようにする。（平成31年1月1日施行）

アーカイブの利活用促進に 関する権利制限規定の整備等

- 美術館等の展示作品の解説・紹介用資料をデジタル方式で作成し、タブレット端末等で閲覧可能にすること等を許諾なく行えるようにする。
- 国及び地方公共団体等が裁定制度を利用する際、補償金の供託を不要とする。
- 国会図書館による外国の図書館への絶版等資料の送付を許諾無く行えるようにする。
(平成31年1月1日施行)

教育の情報化に対応した権利制限規定等の整備

- ICTの活用により教育の質の向上等を図るため、学校等の授業や予習・復習用に、教師が他人の著作物を用いて作成した教材をネットワークを通じて生徒の端末に送信する行為等について、許諾なく行えるようにする。
(令和2年4月28日施行)

リーチサイト対策

- リーチサイト等を運営する行為等を，刑事罰の対象とする。
- リーチサイト等において侵害コンテンツへのリンクを掲載する行為等を，著作権等を侵害する行為とみなし，民事上・刑事上の責任を問いうるようになる。
(令和2年10月1日施行)

「著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律の概要」(https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/r02_hokaisei/pdf/92359601_01.pdf) から (次スライド同じ)

侵害コンテンツのダウンロード違法化

- 違法にアップロードされたものだと知りながら侵害コンテンツをダウンロードすることについて、一定の要件の下で私的使用目的であっても違法とし、正規版が有償で提供されているもののダウンロードを継続的に又は反復して行う場合には、刑事罰の対象にもする。

(令和3年1月1日施行)

国立国会図書館による 絶版等資料のインターネット送信

- 国立国会図書館が、絶版等資料のデータを、図書館等だけでなく、直接利用者に対しても送信できるようにする。

(公布日 [令和3年6月2日] から1年を超えない
範囲内で政令で定める日施行)

「著作権法の一部を改正する法律の概要」(https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/r03_hokaisei/pdf/93181001_01.pdf) から

令和3年法律第52号による改正（抜粋）（1/9）

第31条 [略]

⋮

3 国立国会図書館は、絶版等資料に係る著作物について、図書館等又はこれに類する外国の施設で政令で定めるものにおいて公衆に提示することを目的とする場合には、前項の規定により記録媒体に記録された当該著作物の複製物を用いて自動公衆送信を行うことができる。この場合において、当該図書館等においては、その営利を目的としない事業として、~~当該図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、自動公衆送信される当該著作物の一部分の複製物を作成し、当該複製物を1人につき1部提供する次に掲げる行為を行うことができる。~~

一 当該図書館等の利用者の求めに応じ、当該利用者が自ら利用するために必要と認められる限度において、自動公衆送信された当該著作物の複製物を作成し、当該複製物を提供すること。

二 自動公衆送信された当該著作物を受信装置を用いて公に伝達すること（[略]）。

⋮

「著作権法の一部を改正する法律（新旧対照表）」

(https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/r03_hokaisei/pdf/93181001_04.pdf) から作成（以下4スライド同じ）

令和3年法律第52号による改正（抜粋）（2/9）

第31条 [略]

⋮

4 国立国会図書館は、次に掲げる要件を満たすときは、特定絶版等資料に係る著作物について、第2項の規定により記録媒体に記録された当該著作物の複製物を用いて、自動公衆送信（[略]）を行うことができる。

一 当該自動公衆送信が、当該著作物をあらかじめ国立国会図書館にその氏名及び連絡先その他文部科学省令で定める情報を登録している者（[略]）の用に供することを目的とするものであること。

二 当該自動公衆送信を受信しようとする者が当該自動公衆送信を受信する際に事前登録者であることを識別するための措置を講じていること。

⋮

令和3年法律第52号による改正（抜粋）（3/9）

第31条 [略]

⋮

5 前項の規定による自動公衆送信を受信した者は、次に掲げる行為を行うことができる。

一 自動公衆送信された当該著作物を自ら利用するために必要と認められる限度において複製すること。

二 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める要件に従って、自動公衆送信された当該著作物を受信装置を用いて公に伝達すること。

イ 個人的に又は家庭内において当該著作物が閲覧される場合の表示の大きさと同等のものとして政令で定める大きさ以下の大きさで表示する場合 営利を目的とせず、かつ、当該著作物の伝達を受ける者から料金を受けずに行うこと。

ロ イに掲げる場合以外の場合 公共の用に供される施設であって、国、地方公共団体又は一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人が設置するもののうち、自動公衆送信された著作物の公の伝達を適正に行うために必要な法に関する知識を有する職員が置かれているものにおいて、営利を目的とせず、かつ、当該著作物の伝達を受ける者から料金を受けずに行うこと。

⋮

令和3年法律第52号による改正（抜粋）（4/9）

第31条 [略]

⋮

- 6 第4項の特定絶版等資料とは、第2項の規定により記録媒体に記録された著作物に係る絶版等資料のうち、著作権者若しくはその許諾を得た者又は第79条の出版権の設定を受けた者若しくはその複製許諾若しくは公衆送信許諾を得た者の申出を受けて、国立国会図書館の館長が当該申出のあった日から起算して3月以内に絶版等資料に該当しなくなる蓋然性が高いと認めた資料を除いたものをいう。
- 7 前項の申出は、国立国会図書館の館長に対し、当該申出に係る絶版等資料が当該申出のあった日から起算して3月以内に絶版等資料に該当しなくなる蓋然性が高いことを疎明する資料を添えて行うものとする。

各図書館等による図書館資料のメール送信等

- 図書館等が、現行の複写サービスに加え一定の条件の下、調査研究目的で、著作物の一部分をメールなどで送信できるようにする。その際、図書館等の設置者が権利者に補償金を支払うことを求める。

(公布日 [令和3年6月2日] から2年を超えない
範囲内で政令で定める日施行)

「著作権法の一部を改正する法律の概要」(https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/r03_hokaisei/pdf/93181001_01.pdf) から

令和3年法律第52号による改正（抜粋）（5/9）

第31条 [略]

一 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分（~~発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物~~国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が一般に周知させることを目的として作成し、その著作の名義の下に公表する広報資料、調査統計資料、報告書その他これに類する著作物（[略]）その他の著作物の全部の複製物の提供が著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情があるものとして政令で定めるもの）にあつては、その全部の複製物を1人につき1部提供する場合

二 [略]

三 [略]

⋮

「著作権法の一部を改正する法律（新旧対照表）」
(https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/r03_hokaisei/pdf/93181001_04.pdf) から作成（以下5スライド同じ）

令和3年法律第52号による改正（抜粋）（6/9）

第31条 [略]

2 特定図書館等においては、その営利を目的としない事業として、当該特定図書館等の利用者（あらかじめ当該特定図書館等にその氏名及び連絡先その他文部科学省令で定める情報（[略]）を登録している者に限る。[略]）の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分（[略]）について、次に掲げる行為を行うことができる。ただし、当該著作物の種類（[略]）及び用途並びに当該特定図書館等が行う公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

- 一 図書館資料を用いて次号の公衆送信のために必要な複製を行うこと。
- 二 図書館資料の原本又は複製物を用いて公衆送信を行うこと（当該公衆送信を受信して作成された電磁的記録（[略]）による著作物の提供又は提示を防止し、又は抑止するための措置として文部科学省令で定める措置を講じて行うものに限る。）。

⋮

令和3年法律第52号による改正（抜粋）（7/9）

第31条 [略]

⋮

- 3 前項に規定する特定図書館とは、図書館等であって次に掲げる要件を備えるものをいう。
 - 一 前項の規定による公衆送信に関する業務を適正に実施するための責任者が置かれていること。
 - 二 前項の規定による公衆送信に関する業務に従事する職員に対し、当該業務を適正に実施するための研修を行っていること。
 - 三 利用者情報を適切に管理するために必要な措置を講じていること。
 - 四 前項の規定による公衆送信のために作成された電磁的記録に係る情報が同項に定める目的以外の目的のために利用されることを防止し、又は抑止するために必要な措置として文部科学省令で定める措置を講じていること。
 - 五 前各号に掲げるもののほか、前項の規定による公衆送信に関する業務を適正に実施するために必要な措置として文部科学省令で定める措置を講じていること。

⋮

令和3年法律第52号による改正（抜粋）（8/9）

第31条 [略]

⋮

- 4 第2項の規定により公衆送信された著作物を受信した特定図書館等の利用者は、その調査研究の用に供するために必要と認められる限度において、当該著作物を複製することができる。
- 5 第2項の規定により著作物の公衆送信を行う場合には、第3項に規定する特定図書館等を設置する者は、相当な額の補償金を当該著作物の著作権者に支払わなければならない。

⋮

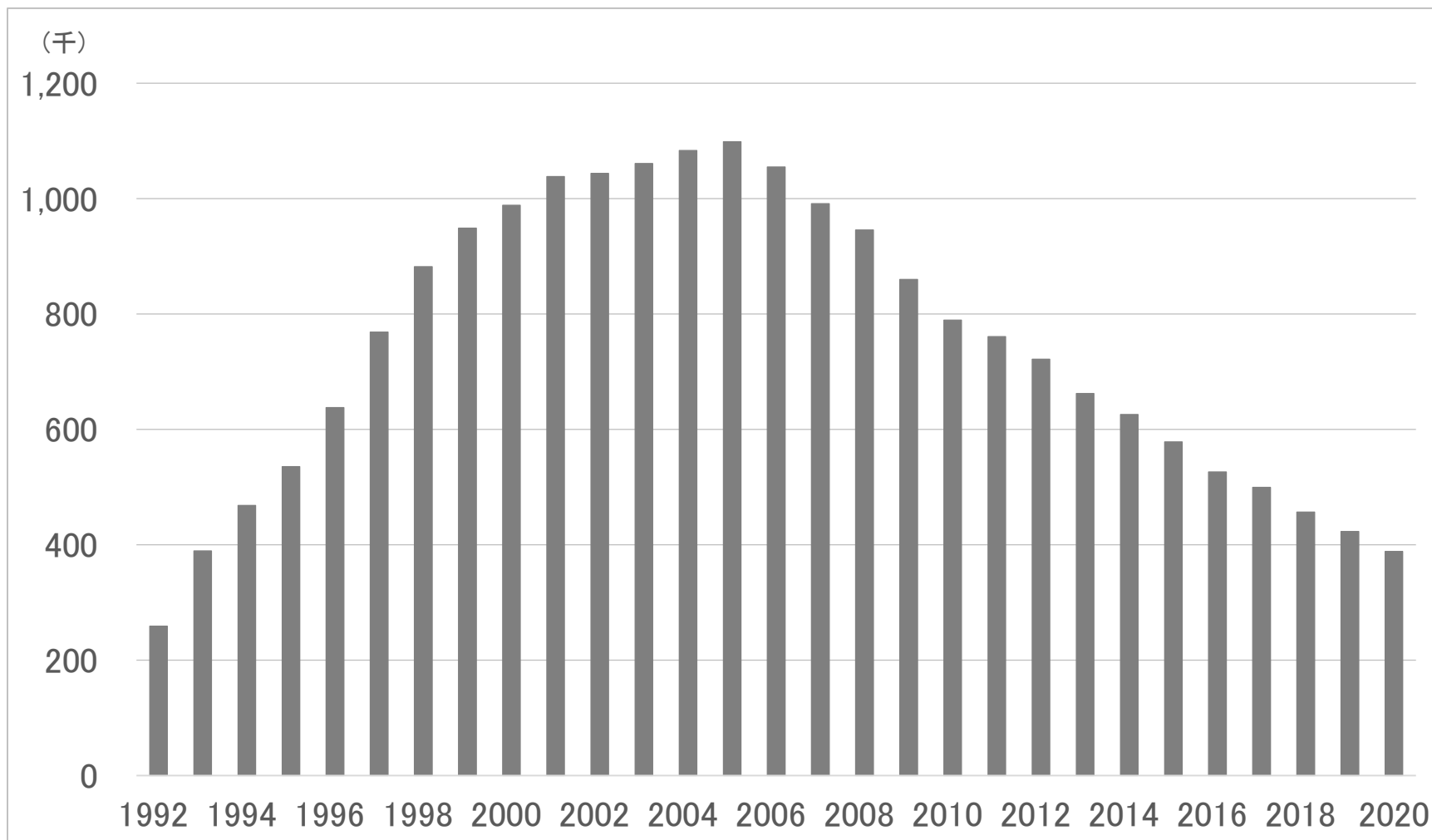
令和3年法律第52号による改正（抜粋）（9/9）

第104条の10の2 第31条第5項（〔略〕）の補償金（〔略〕）を受け権利は、
図書館等公衆送信補償金を受け権利を有する者（〔略〕）のためにその
権利を行使することを目的とする団体であつて、全国を通じて1個に限り
その同意を得て文化庁長官が指定するものがあるときは、当該指定を受
けた団体（〔略〕）によつてのみ行使することができる。

2 〔略〕

④ 今後の協議等のための考察

NACISIS-ILL (文献複写) 推移

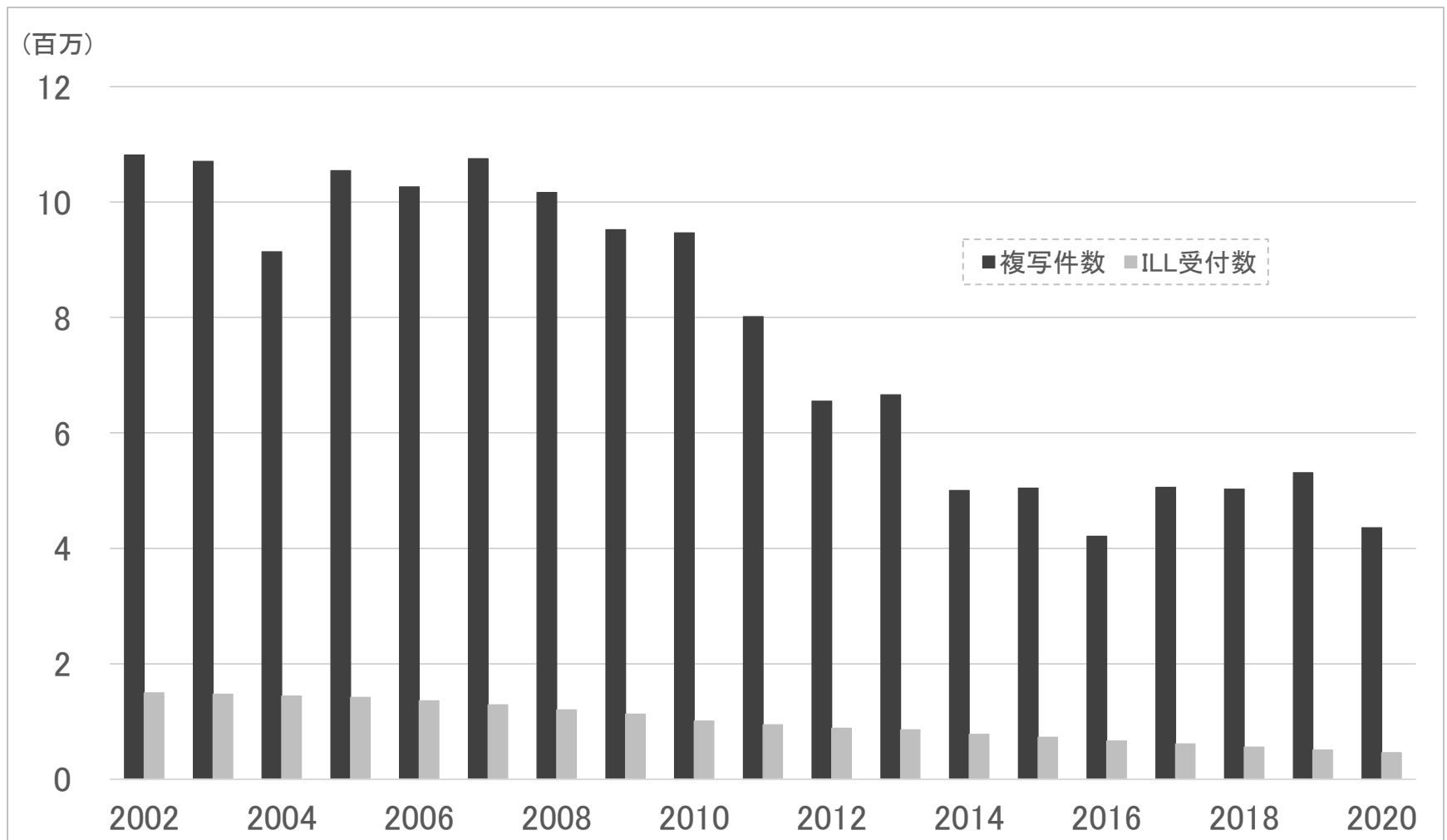


「NACISIS-ILL統計情報」(<https://www.nii.ac.jp/CAT-ILL/archive/stats/ill/endrecord.html>) から作図

Current Awareness Portal の 電子ジャーナルパッケージ解体関連記事

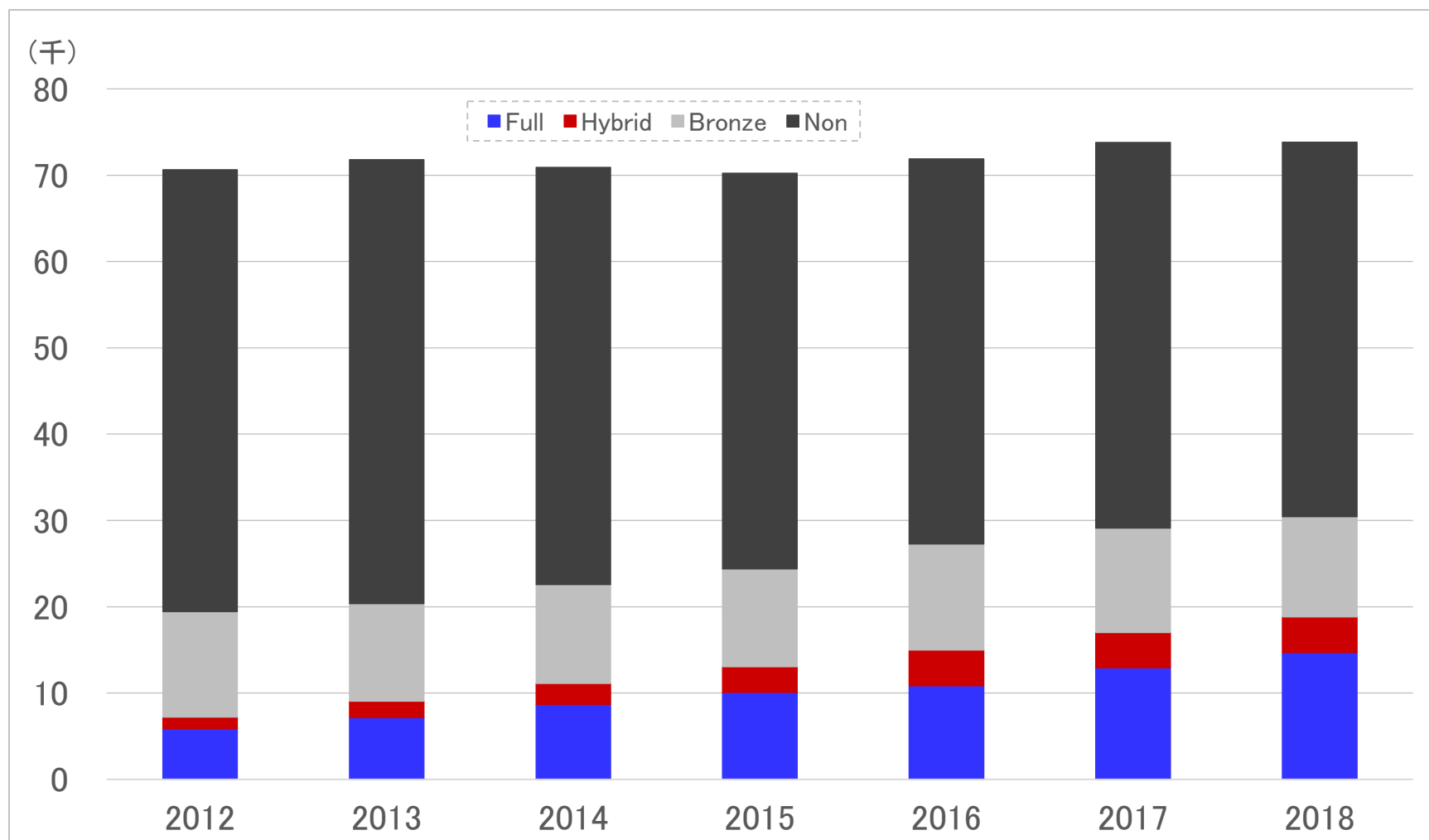
2014年 1月31日	名古屋大学, Elsevier社の電子ジャーナルの契約を個別タイトルの契約に変更
2016年 1月12日	東邦大学, Wiley社の電子ジャーナル761タイトルの契約を中止 : PPVで対応
2016年 2月19日	佐賀大学附属図書館, Wiley社の電子ジャーナルパッケージの契約中止を発表
2016年 4月5日	名古屋大学, Elsevier社の電子ジャーナルのパッケージ契約を復活
2020年 1月7日	九州大学, SpringerLink電子ジャーナルパッケージの契約を中止
2021年 2月16日	琉球大学, Elsevier社発行電子ジャーナルの契約をパッケージ契約から個別タイトルごとの契約へ変更 : 契約外タイトルの論文は「トランザクション形式」の利用へ変更

複写件数の推移



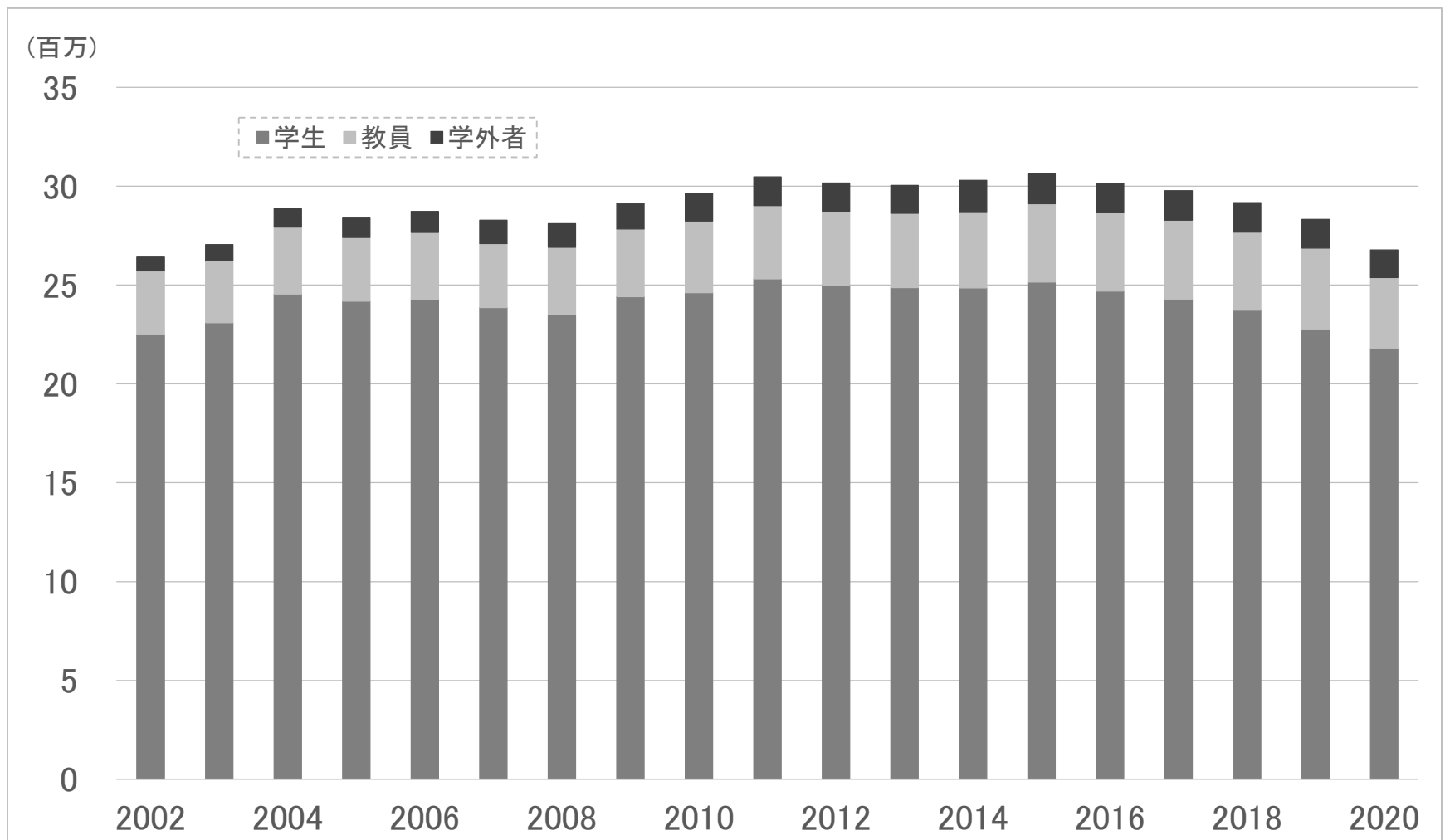
「学術情報基盤実態調査」(<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00400601&tstat=000001015878>) リンクデータから作図

国内機関所属者が Reprint Author の論文のOA率



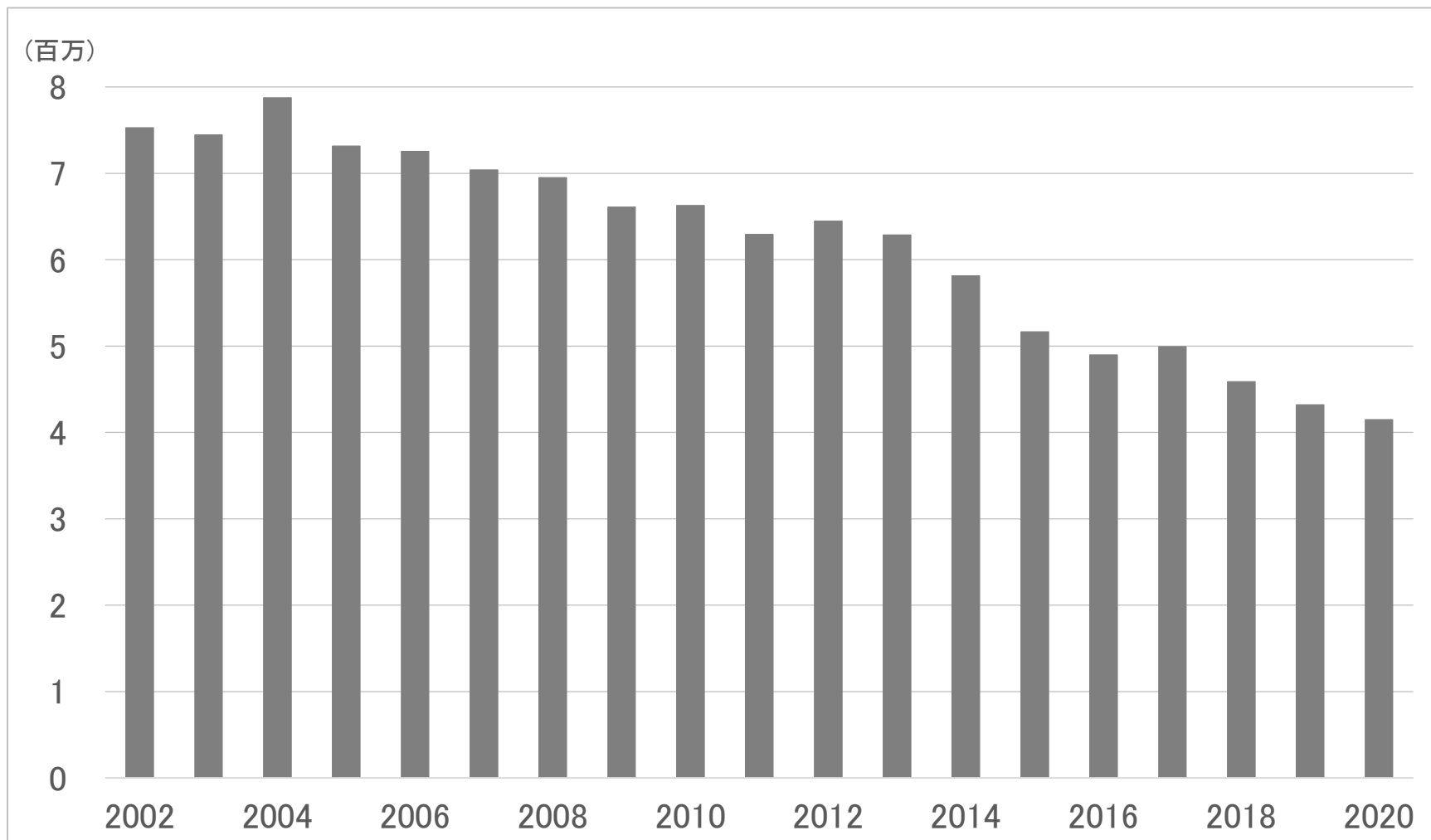
大学図書館コンソーシアム連合「論文公表実態調査報告 2020年度 (公開版)」
(https://www.nii.ac.jp/content/justice/documents/2020_ronbunchosa.pdf) から再作図

貸出冊数推移

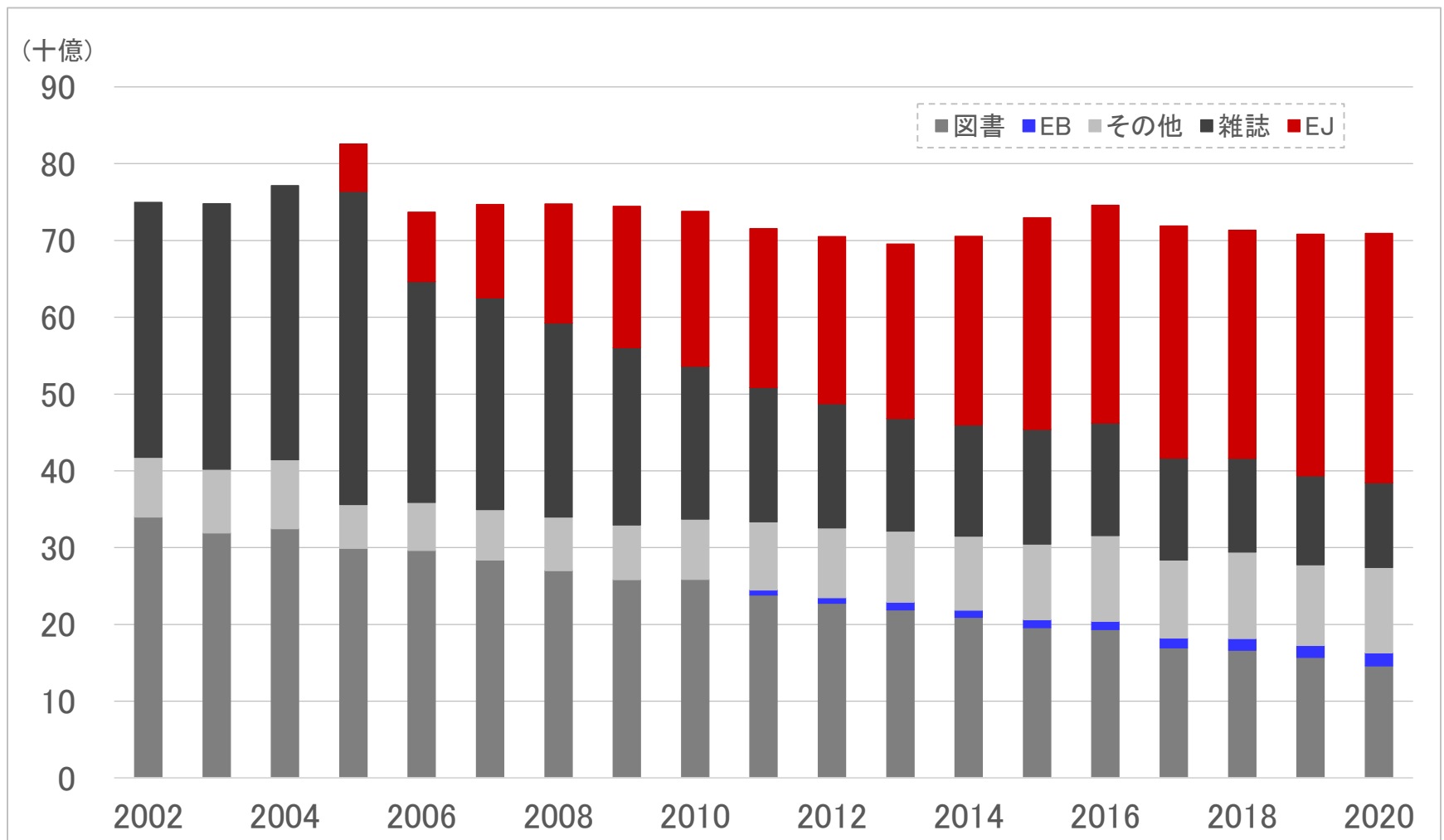


「学術情報基盤実態調査」(<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00400601&tstat=000001015878>) リンクデータから作図 (以下4スライド同じ)

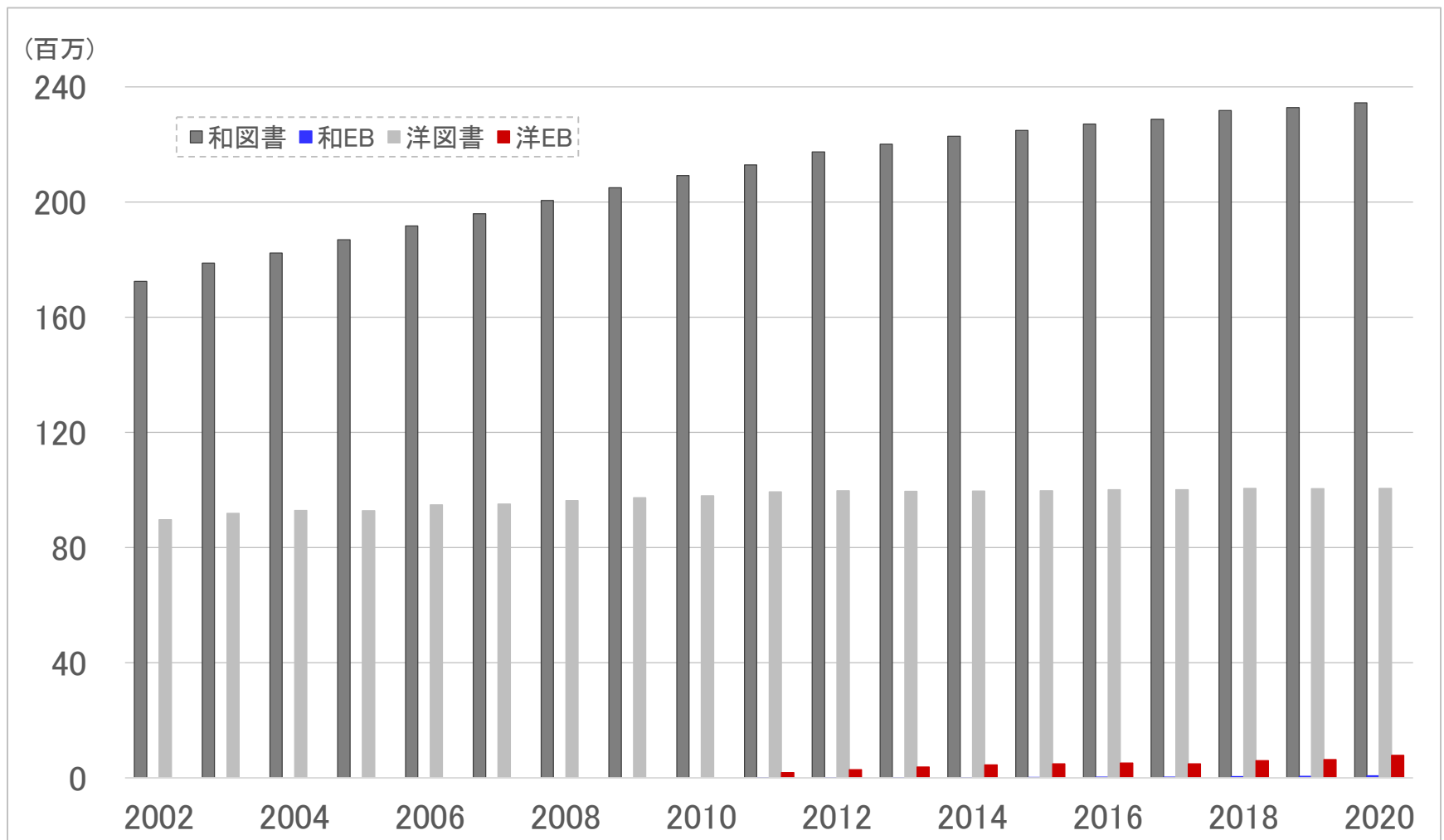
受入冊数の推移



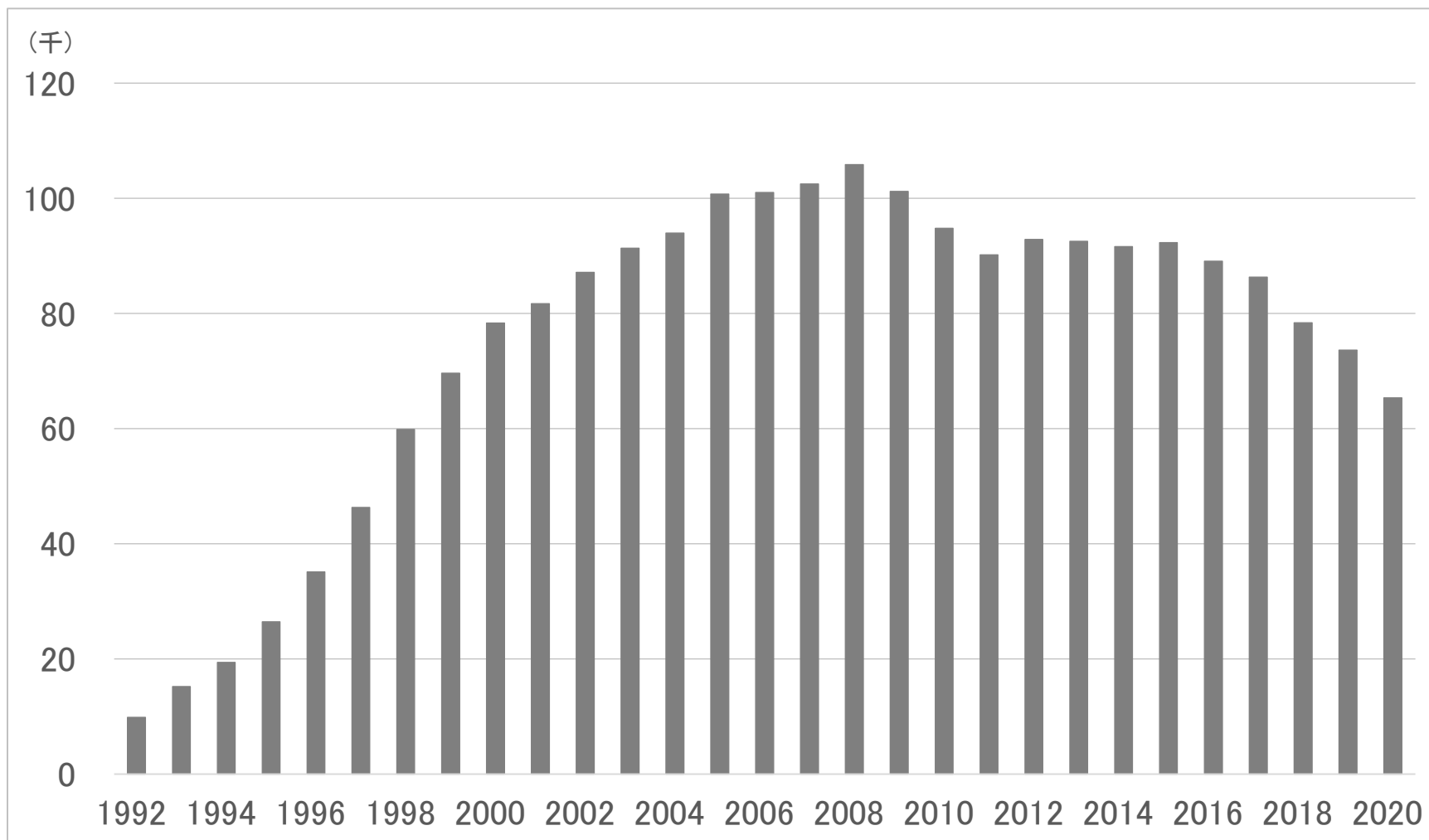
受入冊数に替えて資料費推移



受入冊数に替えて蔵書数推移



NACSYS-ILL (現物貸借) 推移



「NACSYS-ILL統計情報」(<https://www.nii.ac.jp/CAT-ILL/archive/stats/ill/endrecord.html>) から作図

今後の法令や契約の在り方 検討のために把握したいデータ等

- 大学図書館全体としての利用者のニーズ
- 著作権以外も含めた政策の動向と出版や情報通信技術の動向
- 複写件数の増減と電子ジャーナルダウンロード数の増減との関係
- 冊子書籍利用の増減と電子書籍利用の増減との関係
- 論文等作成における Open Access 資料の利用実態
 - ◎ 教育・研究・学修（習）における機関リポジトリの利用実態
- 図書館を通らない研究用資料購入の実態
- 図書館統計と出版統計との関係